



宮 崎 県 公 報

平成29年12月21日 (木曜日) 第 2956 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 3	
○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 4	
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (農村整備課) 4	
教育委員会規則	
○県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則…………… 4	
○県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則…………… 5	
選挙管理委員会告示	
○宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 679号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年12月21日から平成30年 1 月 4 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
45	県道	御池都城線	都城市大王町1041番1地先から同市中町2587番2地先まで	旧	10.3～16.7	236.5
				新	16.0～18.8	236.5

宮崎県告示第 680号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	中の迫谷川	10- 203- 1 - 166	土 石 流

柳ヶ谷川	10- 203- 2 - 101	土 石 流
甫馬小谷川	10- 203- 2 - 103	土 石 流
甫馬谷沢	10- 203- 2 - 104	土 石 流
向江谷川	10- 203- 2 - 105	土 石 流
岩井谷川	10- 203- 2 - 106	土 石 流
浦尻谷沢	10- 203- 2 - 107	土 石 流
橋 沢	10- 203- 2 - 108	土 石 流
つえぬけ谷川	10- 203- 2 - 109	土 石 流
中座谷川	10- 203- 2 - 110	土 石 流
内 の 谷	10- 203- 2 - 111	土 石 流
滝 沢	10- 203- 2 - 112	土 石 流
浦尻(4)	10- 203- 3 - 044	土 石 流
浦尻第 1	I - 1 - 1573	急傾斜地の崩壊
浦尻第 2	I - 1 - 1574	急傾斜地の崩壊
浦尻第 3	I - 1 - 1575	急傾斜地の崩壊
浦尻第 4	I - 1 - 1576	急傾斜地の崩壊
浦城 - 4	I - 1 - 3628	急傾斜地の崩壊
浦城 - 6	I - 1 - 3630	急傾斜地の崩壊

	浦城-6-新①	I-1-3630-新①	急傾斜地の崩壊		上田尻	I-1-0950	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新②	I-1-3630-新②	急傾斜地の崩壊		山中	I-1-0955	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新③	I-1-3630-新③	急傾斜地の崩壊		市ノ野	I-1-0968	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新④	I-1-3630-新④	急傾斜地の崩壊		高田原	I-1-0970	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新⑤	I-1-3630-新⑤	急傾斜地の崩壊		市ノ瀬	I-1-0972	急傾斜地の崩壊
	浦城-7	I-1-3631	急傾斜地の崩壊		市ノ瀬-新①	I-1-0972-新①	急傾斜地の崩壊
	浦城-8	I-1-3632	急傾斜地の崩壊		鍋ヶ谷-1	I-1-3356	急傾斜地の崩壊
	浦城-1	I-1-3663	急傾斜地の崩壊		森永-1	I-1-3357	急傾斜地の崩壊
	浦城-2	I-1-3664	急傾斜地の崩壊		馬渡-1	I-1-3361	急傾斜地の崩壊
	浦城-3	I-1-3669	急傾斜地の崩壊		森永	II-1-0945	急傾斜地の崩壊
	浦城-9	II-1-7553	急傾斜地の崩壊		須志田	II-1-0954	急傾斜地の崩壊
	浦城-10	II-1-7554	急傾斜地の崩壊		高田原-1	II-1-0973	急傾斜地の崩壊
	浦城-12	II-1-7556	急傾斜地の崩壊		狩野-1	II-1-5831	急傾斜地の崩壊
	浦城-14	II-1-7558	急傾斜地の崩壊		高野	II-1-5832	急傾斜地の崩壊
	浦城-14-新①	II-1-7558-新①	急傾斜地の崩壊		狩野-2	II-1-5833	急傾斜地の崩壊
	浦城-15	II-1-7559	急傾斜地の崩壊		市ノ瀬-1	II-1-5834	急傾斜地の崩壊
	浦城-16	II-2-0415	急傾斜地の崩壊		法ヶ岳	II-1-5835	急傾斜地の崩壊
	浦城-17	II-2-0416	急傾斜地の崩壊		井ノ水	II-1-5837	急傾斜地の崩壊
国富町	東鍋ヶ谷川	06-382-1-011	土石流		横内	II-1-5840	急傾斜地の崩壊
	鍋ヶ谷川	06-382-1-011-新①	土石流		飯盛	II-1-5843	急傾斜地の崩壊
	須志田東	I-1-0933	急傾斜地の崩壊		竹田-1	II-1-5861	急傾斜地の崩壊
	岩下	I-1-0934	急傾斜地の崩壊		馬渡-2	II-1-5879	急傾斜地の崩壊
	鍋ヶ谷	I-1-0935	急傾斜地の崩壊		馬渡-3	II-1-5880	急傾斜地の崩壊
					前畑	II-1-5884	急傾斜地の崩壊
					上田尻-1	III-1-9554	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 681号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	柳ヶ谷川	10-203-2-101	土 石 流
	甫馬谷沢	10-203-2-104	土 石 流
	橋 沢	10-203-2-108	土 石 流
	つえぬけ谷川	10-203-2-109	土 石 流
	中座谷川	10-203-2-110	土 石 流
	内 の 谷	10-203-2-111	土 石 流
	滝 沢	10-203-2-112	土 石 流
	浦尻第1	I-1-1573	急傾斜地の崩壊
	浦尻第2	I-1-1574	急傾斜地の崩壊
	浦尻第3	I-1-1575	急傾斜地の崩壊
	浦尻第4	I-1-1576	急傾斜地の崩壊
	浦城-4	I-1-3628	急傾斜地の崩壊
	浦城-6	I-1-3630	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新①	I-1-3630-新①	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新②	I-1-3630-新②	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新③	I-1-3630-新③	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新④	I-1-3630-新④	急傾斜地の崩壊
	浦城-6-新⑤	I-1-3630-新⑤	急傾斜地の崩壊

浦城-7	I-1-3631	急傾斜地の崩壊	
浦城-8	I-1-3632	急傾斜地の崩壊	
浦城-1	I-1-3663	急傾斜地の崩壊	
浦城-2	I-1-3664	急傾斜地の崩壊	
浦城-3	I-1-3669	急傾斜地の崩壊	
浦城-9	II-1-7553	急傾斜地の崩壊	
浦城-10	II-1-7554	急傾斜地の崩壊	
浦城-12	II-1-7556	急傾斜地の崩壊	
浦城-14	II-1-7558	急傾斜地の崩壊	
浦城-14-新①	II-1-7558-新①	急傾斜地の崩壊	
浦城-15	II-1-7559	急傾斜地の崩壊	
浦城-16	II-2-0415	急傾斜地の崩壊	
浦城-17	II-2-0416	急傾斜地の崩壊	
国 富 町	須志田東	I-1-0933	急傾斜地の崩壊
	岩 下	I-1-0934	急傾斜地の崩壊
	鍋ヶ谷	I-1-0935	急傾斜地の崩壊
	上 田 尻	I-1-0950	急傾斜地の崩壊
	山 中	I-1-0955	急傾斜地の崩壊
	市ノ野	I-1-0968	急傾斜地の崩壊
	高 田 原	I-1-0970	急傾斜地の崩壊
	市ノ瀬	I-1-0972	急傾斜地の崩壊
	市ノ瀬-新①	I-1-0972-新①	急傾斜地の崩壊
	鍋ヶ谷-1	I-1-3356	急傾斜地の崩壊
	森 永 - 1	I-1-3357	急傾斜地の崩壊
	馬 渡 - 1	I-1-3361	急傾斜地の崩壊
	森 永	II-1-0945	急傾斜地の崩壊

須 志 田	Ⅱ-1-0954	急傾斜地の崩壊	平成29年12月21日 宮崎県知事 河野俊嗣 1 施工者の名称 小林市 2 都市計画事業の種類及び名称 小林都市計画下水道事業 小林公共下水道 3 事業施工期間 平成6年10月24日から平成33年3月31日まで 4 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 公 告 </div> 土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、第2内山地区3換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成29年12月21日 宮崎県知事 河野俊嗣 1 縦覧に供する書類 決定に係る換地計画書の写し 2 縦覧期間 平成30年1月9日から平成30年2月6日まで 3 縦覧場所 宮崎市役所 4 その他 この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。 また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。
高田原-1	Ⅱ-1-0973	急傾斜地の崩壊	
狩野-1	Ⅱ-1-5831	急傾斜地の崩壊	
高野	Ⅱ-1-5832	急傾斜地の崩壊	
狩野-2	Ⅱ-1-5833	急傾斜地の崩壊	
市ノ瀬-1	Ⅱ-1-5834	急傾斜地の崩壊	
法ヶ岳	Ⅱ-1-5835	急傾斜地の崩壊	
井ノ水	Ⅱ-1-5837	急傾斜地の崩壊	
横内	Ⅱ-1-5840	急傾斜地の崩壊	
飯盛	Ⅱ-1-5843	急傾斜地の崩壊	
竹田-1	Ⅱ-1-5861	急傾斜地の崩壊	
馬渡-2	Ⅱ-1-5879	急傾斜地の崩壊	
馬渡-3	Ⅱ-1-5880	急傾斜地の崩壊	
前畑	Ⅱ-1-5884	急傾斜地の崩壊	
上田尻-1	Ⅲ-1-9554	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 682号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定により、平成27年宮崎県告示 297号による小林都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

教育委員会規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月21日

宮崎県教育委員会教育長 四本 孝

宮崎県教育委員会規則第5号

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
（部及び専攻科） 第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。	（部及び専攻科） 第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> <th style="width: 50%;">部</th> </tr> <tr> <td>県立明星視覚支援学校</td> <td>小学部、中学部、高等部</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	学 校 名	部	県立明星視覚支援学校	小学部、中学部、高等部	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> <th style="width: 50%;">部</th> </tr> <tr> <td>県立明星視覚支援学校</td> <td><u>幼稚部</u>、<u>小学部</u>、<u>中学部</u>、<u>高等部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	学 校 名	部	県立明星視覚支援学校	<u>幼稚部</u> 、 <u>小学部</u> 、 <u>中学部</u> 、 <u>高等部</u>	[略]	
学 校 名	部												
県立明星視覚支援学校	小学部、中学部、高等部												
[略]													
学 校 名	部												
県立明星視覚支援学校	<u>幼稚部</u> 、 <u>小学部</u> 、 <u>中学部</u> 、 <u>高等部</u>												
[略]													

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月21日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第6号

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則

第1条 県立高等学校の課程及び学科に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校 名</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日南振徳高等学校</td> <td>農業、工業、商業、福祉</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		日南振徳高等学校	農業、工業、商業、福祉	<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校 名</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日南振徳高等学校</td> <td>農業、工業、商業、福祉</td> </tr> <tr> <td><u>新妻高等学校</u></td> <td><u>普通、商業、福祉</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		日南振徳高等学校	農業、工業、商業、福祉	<u>新妻高等学校</u>	<u>普通、商業、福祉</u>
校 名	学 科														
[略]															
日南振徳高等学校	農業、工業、商業、福祉														
校 名	学 科														
[略]															
日南振徳高等学校	農業、工業、商業、福祉														
<u>新妻高等学校</u>	<u>普通、商業、福祉</u>														

第2条 県立高等学校の課程及び学科に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校 名</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高鍋高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>妻高等学校</u></td> <td><u>普通、福祉</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都城西高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>西都商業高等学校</td> <td>商業</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新妻高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		高鍋高等学校	[略]	<u>妻高等学校</u>	<u>普通、福祉</u>	[略]		都城西高等学校	[略]	西都商業高等学校	商業	[略]		新妻高等学校	[略]	<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校 名</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高鍋高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都城西高等学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>妻高等学校</u></td> <td><u>[略]</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		高鍋高等学校	[略]	[略]		都城西高等学校	[略]	[略]		<u>妻高等学校</u>	<u>[略]</u>
校 名	学 科																																
[略]																																	
高鍋高等学校	[略]																																
<u>妻高等学校</u>	<u>普通、福祉</u>																																
[略]																																	
都城西高等学校	[略]																																
西都商業高等学校	商業																																
[略]																																	
新妻高等学校	[略]																																
校 名	学 科																																
[略]																																	
高鍋高等学校	[略]																																
[略]																																	
都城西高等学校	[略]																																
[略]																																	
<u>妻高等学校</u>	<u>[略]</u>																																

附 則

この規則中第1条の規定は平成30年1月1日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第92号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成29年12月5日現在次のとおりである。

平成29年12月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明
選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,442人

--	--